

木曽広域連合介護保険支払準備基金条例

〔平成 15 年 3 月 5 日
条例第 5 号〕

（設置）

第 1 条 介護保険財政の健全な運営に資するため、木曽広域連合介護保険支払準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

第 2 条 毎年度基金として積み立てる額は、木曽広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出予算に定める。

2 前項に定めるもののほか、各会計年度において歳入歳出の決算剰余金を生じた場合においては、当該剰余金から当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額（継続費の支出財源として繰次繰越金額を含む。）を控除した額の範囲内の金額を当該年度の翌年度までに基金に編入するものとする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる利益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 保険給付費及び長野県財政安定化基金拠出金の財源に充てるとき。
- (2) その他連合長が特に必要と認めるとき。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。